主 文

本件上告を棄却する。

当審に於ける訴訟費用は被告人の負擔とする。

理 由

弁護人岩村辰次郎の上告趣意は、末尾添附別紙記載のとおりである。

論旨は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条 を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和二六年一月二六日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官